

第64回全国植樹祭 「美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動」協賛行事募集要綱

平成24年1月19日制定

平成24年5月 1日改正

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会

1 趣旨・目的

この要項は、第64回全国植樹祭（以下「全国植樹祭」という。）を契機に、ふるさとの森・川・海とともに生きる活動（環境保全活動等）に取り組む県民、企業、ボランティア等の多くの皆さんが自ら行動していく県民運動「とっとりグリーンウェイブ」の気運を醸成し、緑豊かな鳥取県から、環境の良さを全国にアピールしていく「美鳥（みどり）の大使」になっていただくため、各種団体が実施する行事を「美鳥の大使による美しい国づくり運動」（以下「美しい国づくり運動」という。）の協賛行事として募集し、認定するために必要な事項を定めるものです。

美しい国づくり運動は、全国植樹祭と同じ平成25年に鳥取県で開催される「第30回全国都市緑化とっとりフェア」「エコツーリズム国際大会 2013 in 鳥取」へと発展・承継させ、環境日本一の鳥取県を目指します。

2 対象となる協賛行事

- (1) 実施時期 本要綱制定の日から第64回全国植樹祭開催前日までに開催されたもの。
ただし、要綱制定の日の前に開催されたものであっても、平成23年9月1日以降開催された活動であれば、遡って認定できるものとします。
- (2) 実施場所 鳥取県内
- (3) 協賛団体 企業、特定非営利活動法人、学校、公益法人、自治会・同好会等の任意組織、国、地方公共団体（公社、公団を含む。）

(4) 対象活動

美しい国づくり運動の趣旨に賛同して、協賛団体が行う以下に示す次の活動を対象とします。

ア 森林環境の維持・保全活動

○植林・育林活動

「森・川・海」が一体となった自然の循環や環境の保全を目的に実施される植林・育林活動

○森林再生・防除活動

荒廃した里山林・人工林・竹林を再生する活動や荒廃を防止する活動

○県産材製品の普及活動

県産材の木製品の使用や良さを知っていただく活動

○森林・林業や森林の環境保全に関する知識を普及する活動

講演会、学習会など

イ 環境美化・啓発活動

○農山村や都市の景観美化を目的とする緑化活動

○農山村、森林、河川、湖沼、海（河川敷、湖岸、海岸を含む。）等及びその周辺の環境保全を目的に実施される清掃活動等（森・川・海等の環境美化を目的としない施設等の清掃を除く。）

○本県やその周辺地域の自然環境の豊かさを県内外へ発信し、又はその魅力などを学習・享受することを目的として行われる活動（講演会、見学会、エコツアー、スポーツ大会等）

ウ 海・川・湖沼の環境・水産資源の保全に資する活動

海とともに生きる心をはぐくみ、海・川・湖沼の環境や水産資源を守る活動（イに該当するも

のを除く。)

3 協賛団体及び協賛行事の制限

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会会長（以下「会長」という。）は、以下の項目に該当すると認める場合は、指定しないものとします。

- (1) 協賛行事を特定の政治、思想、宗教等の活動を目的に利用し、又は利用する恐れがあると認められる場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又は反する恐れがあると認められる場合
- (3) 全国植樹祭の品位を傷つけ、又は傷つける恐れがあると認められる場合
- (4) その他会長が不適当と認める場合

4 申出・指定の手続き

- (1) 協賛団体は、当該協賛行事を実施する原則2週間前までに「第64回全国植樹祭「美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動」協賛行事連絡票（様式）」（以下「連絡票」という。）に必要事項を記入のうえ、協賛行事の概要が分かる資料を添付し、8の（2）に記載する連絡票等提出先（以下「提出先機関」という。）まで提出してください。

※連絡票、添付資料などを電子データで提出することが可能な場合は、電子メールによる提出でも可とします。

- (2) 会長は、連絡票等を審査し適正であると判断した場合には、当該協賛行事を「美しい国づくり運動」として指定し、全国植樹祭のホームページに掲載します。
- (3) 当該協賛行事が上記3に該当する事項があると認められるときは、指定を取り消す場合があります。

5 宣伝広報

- (1) 美しい国づくり運動の協賛行事に指定された行事に対しては、のぼり旗・横断幕等を貸与しますので、全国植樹祭の宣伝PRを行ってください。
- (2) 協賛団体が、この協賛行事を自らのホームページで紹介した場合は、全国植樹祭のホームページにおいても、リンクを貼るなどして連携します。

6 「美鳥の大使」の申込み

美しい国づくり運動として指定した行事の参加者を「美鳥の大使」に認定しますので、「美鳥（みどり）の大使による美しい国づくり運動」推進要領により、認定申請を取りまとめて提出先機関まで提出してください。

- (1) 活動参加章の発行

美鳥の大使に認定された方には、活動参加章として、全国植樹祭シンボルマークの缶バッジを交付します。

- (2) 美鳥の大使の役割

ア 参加した活動を契機として、県内で行われる森林環境の保全活動や海・川・湖沼の環境保全活動に関心をもっていただきます。

イ 引き続き、美しい国づくり運動の活動等に参加していただきます。

ウ 全国植樹祭や美鳥の大使の広報啓発に協力しながら、自らの新たな行動へとつなげていた

だきます。

7 その他

- (1) 協賛行事の運営に必要な経費は、協賛団体の負担となります。
- (2) 行事を実施するに当たって、他の法令等の規定による許認可等が必要な場合は、それぞれの協賛団体で必要な手続を行ってください。
- (3) 事務局では、協賛行事の準備及び実施に係る事故等の責任は負いません。
- (4) 協賛団体は、協賛行事の内容に変更がある場合は、予め提出先機関までご連絡願います。

8 事務局及び連絡票等提出先

(1) 事務局

〒683-0054

米子市糺町一丁目160番地

鳥取県農林水産部全国植樹祭課内

第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局

電話 0859-31-9364

FAX 0859-31-9368

E-mail shokuzyu1@pref.tottori.jp

HP <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=146412>

(2) 連絡票等提出先（提出先機関）

提出先機関名	所在地	電話番号
東部総合事務所農林局 農林業振興課林業振興室	鳥取市立川町6丁目176	0857-20-3580
八頭総合事務所農林局 林業振興課	八頭郡八頭町郡家100	0858-72-3831
中部総合事務所農林局 林業振興課	倉吉市東巖城町2	0858-23-3182
西部総合事務所農林局 農林業振興課林業振興室	米子市糺町1丁目160	0859-31-9678
日野総合事務所農林局 林業振興課	日野郡日野町根雨140-1	0859-72-2021